

○ 団長会規約改正案

(目的)

第 1 条 この規約は、神奈川県議会会議規則(昭和31年神奈川県議会規則第 1 号)第113条の 2 第 4 項の規定に基づき、団長会の組織及び運営について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 団長会は、議長及び副議長並びに所属議員数 4 人以上の会派(以下「団長会構成会派」という。)の団長をもって組織する。

(付議事項等)

第 3 条 団長会は、次の事項を協議する。ただし、第 5 号及び第 6 号に規定する事項については、知事その他の執行機関からの求めに応じ、協議するものとする。

- (1) 会派結成及び会派構成員に関すること。
- (2) 議員控室に関すること。
- (3) 議会の情報公開に関すること。
- (4) 議会の予算に関すること。
- (5) 議会の同意を要する人事案件に関すること。
- (6) 神奈川県議会基本条例(平成20年神奈川県条例第68号) 第15条第 1 項の規定に基づく予算編成方針等の説明に関すること。
- (7) その他議長が必要と認める事項

(開催)

第 4 条 団長会は、原則として毎月第 1 月曜日に開催する。

2 前項の規定にかかわらず、定例の議会運営委員会の開催日及び会期中は、適宜団長会を開催することができる。

(招集等)

第 5 条 団長会は、議長が招集し、座長となる。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

(定足数等)

第6条 団長会は、全員が出席しなければ開催することができない。ただし、欠席者がいる場合において、座長が必要と認めるときは、出席者に諮り開催することができる。

2 第3条第5号及び第6号の案件については、第2条の構成員に各団長会構成会派の副団長を加えた団長会(以下「正副団長会」という。)において協議する。

3 団長会構成会派は、当該会派に所属する議員を団長又は副団長の代理者として出席させることができる。

4 座長は、必要と認めるときは、正副団長会に議会運営委員会の正副委員長、団長会構成会派の政務調査会長その他関係者の出席を求めることができる。

(表決)

第7条 協議し、調整すべき事項につき、座長が必要と認めるときは、出席している団長会構成会派の団長(代理者を含む。)の過半数で決することができる。

2 前項の場合において、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(検討組織の設置)

第8条 団長会の協議事項について、専門的かつ機動的な協議を行うため、別に定めるところにより、検討組織を設置することができる。

(公開)

第9条 団長会は、これを公開する。ただし、座長は団長会の一部又は全部を非公開とすることができる。

(記録)

第10条 団長会の記録を作成する。

2 公開する記録には、非公開の団長会の議事は記載しない。

(事務)

第11条 団長会の事務は、議会局総務課において行う。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、団長会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年9月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 月 日から施行する。